

匝瑳市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成27年3月23日(月)午後3時から午後4時20分まで

2 開催場所 市民ふれあいセンター視聴覚室

3 出席委員(26名)

| | |
|---------------|---------------|
| 1番 鈴木正夫 委員 | 2番 菱木 信治 委員 |
| 4番 熱田幸子 委員 | 5番 鈴木一郎 委員 |
| 6番 江波戸 博 委員 | 7番 大木岩五郎 委員 |
| 8番 岩井 淳 委員 | 9番 渡邊 弘 仁 委員 |
| 10番 實川元久 委員 | 11番 塚本 虎之助 委員 |
| 12番 椎名正和 委員 | 13番 伊藤 定 夫 委員 |
| 14番 川口京子 委員 | 15番 太田 忠 治 委員 |
| 16番 大木 清 委員 | 17番 及川 誠 委員 |
| 18番 大木 一 夫 委員 | 19番 伊藤 秀 雄 委員 |
| 20番 加瀬 浩 市 委員 | 21番 林 豊 委員 |
| 22番 増田正義 委員 | 23番 大木 傳一郎 委員 |
| 24番 石毛利雄 委員 | 25番 菅谷 守 夫 委員 |
| 26番 伊藤幸夫 委員 | 27番 熊切 清 委員 |

4 欠席委員(1名)

3番 伊能 正啓 委員

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について 11件

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について
10件

議案第3号 農地買受適格証明願について 9件

議案第4号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について
1件

議案第5号 農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について (別冊)

議案第6号 平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について (別冊)

議案第7号 平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について (別冊)

議案第8号 匝瑳市農地台帳点検等実施規程(案)について (別冊)

報告事項 農地法第18条第6項の規定による通知について 1件

その他

6 事務局職員出席者
(農業委員会事務局)

事務局長ほか3名

7 会議の概要

事務局 ただいまから平成27年3月定例農業委員会総会を開会いたします。
はじめに、大木会長から御挨拶をお願いいたします。

大木会長 委員の皆さん、本日は誠に御苦勞様です。
委員各位におかれましては、御多忙にもかかわらず御参集いただき、ち
ゅう心より感謝申し上げます。

事務局 本日、出席委員は27名中26名で定足数に達しておりますので、総会
は成立しております。
それでは、匝瑳市農業委員会会議規則により、議長は会長が務めること
となっておりますので、以降の議事の進行は大木会長にお願いします。

議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員の指名を議題とい
たします。
お諮りいたします。議事録署名人の指名でございますが、議長指名にて
御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議なしと認めます。
よって議事録署名委員は、13番伊藤定夫委員、14番川口京子委員を
指名いたします。
以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」を議題といたします。なお、本議案には、熱田幸子委員が関
係する事案が含まれておりますので、農業委員会等に関する法律第24条
の規定に基づく、議事参与の制限により、該当する事案と分けて審議、採
決します。最初に11番について、事務局から議案の説明をお願いします。
熱田委員は退席をお願いします。

(熱田委員退席)

事務局 それでは、議案第1号の番号11番は所有権移転に関する件であります。

【議案第1号、番号11番を議案書を基に朗読】

番号11番について、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議長 ただいまの説明に関して、地区担当委員から調査結果並びに補足説明をお願いします。

26番 番号11番について、譲受人は意欲的に営農をされており問題ないと思われます。

議長 ありがとうございます。これより、質疑に入ります。

(質問、意見なし)

議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号11番の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号11番について採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 熱田幸子委員が着席されましたので、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 議案第1号、番号1番、5番及び10番は所有権移転に関する件、2番から4番まで及び6番から9番までは賃借権に関する件であります。

【議案第1号、番号11番を除き議案書を基に朗読】

番号1 1番を除き別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。

以上で議案の説明を終わります。

議 長 　ただ今の説明に関して、地区担当委員及び現地調査班班長から調査結果並びに補足説明をお願いします。

2 番 　番号1番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

9 番 　番号2番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号3番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号4番について、後継者は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

2 5 番 　番号5番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

番号6番から8番について、譲受人は新規に就農する法人です。習得し
ている農業技術からみても問題ないと思われ
ます。

番号9番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思われ
ます。

1 6 番 　番号10番について、譲受人は意欲的に営農をしております問題ないと思わ
れます。

議 長 　ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

（質問、意見なし）

議 長 　議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」番号1 1番
を除き質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

（「異議なし。」の声あり）

議 長 　御異議ないものと認め、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申
請について」番号1 1番を除き採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定
について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第2号の議案書を御覧ください。

【議案第2号、番号1番から10番までを議案書を基に朗読】

番号1番は、太陽光発電施設用地として畑658㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号2番は、太陽光発電施設用地として畑3,313㎡の内3,16㎡を借受け一時転用し計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号3番は、太陽光発電施設用地として畑3,719㎡の内3,37㎡を借受け一時転用し計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号4番は、太陽光発電施設用地として畑599㎡の内1,22㎡を借受け一時転用し計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号5番は、宅地拡張用地として畑42㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号6番は、専用住宅用地として畑34㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号7番は、専用宅地用地として畑278㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号8番は、建売分譲住宅(1棟)用地として畑1,19㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号9番は、建売分譲住宅(1棟)用地として畑302㎡を譲受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

番号10番は、農業用倉庫用地として現況畑499㎡を借受け計画するものです。農地の区分と転用目的は問題ないと考えます。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

25番 番号1番について、申請地に太陽光発電施設を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号2番から4番までについて、申請地に営農型の太陽光発電施設を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

15番 番号5番について、申請地を宅地の一部として利用する計画です。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

23番 番号6番及び7番について、申請人は同一人です。申請地に専用住宅を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

番号8番及び9番について、申請人は同一人です。申請地に建売分譲住宅1棟を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

21番 番号10番について、申請地に農業用倉庫を計画するものです。周辺農地への日照、排水等の影響はないと思います。農地区分や転用目的に問題ありません。

議長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議長 議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」の質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議長 御異議ないものと認め、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請に係る意見決定について」採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第3号「農地買受適格証明願について」を議題といたします。申請人が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第3条の規定による許可申請書を提出した場合は、当該証明書の交付時と事情が異なっていると認められた場合を除き、許可相当とする旨付帯決議するものです。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 それでは、第3号の議案書を御覧ください。

【議案第3号、番号1番から9番までを議案書を基に朗読】

番号1番から9番までについて、別添の調査書にあるとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしております。以上で議案の説明を終わります。

議 長 ただ今の事務局の説明に関して、地区担当委員から御報告をお願いします。

4番 番号1番、6番及び8番の申請者は同一人です。申請者は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

す。番号2番、5番、7番及び9番の申請者は同一人です。申請者は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

す。番号3番について、申請者は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

す。番号4番について、申請者は意欲的に営農をしており問題ないと思われま

議 長 事務局及び関係委員の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 議案第3号「農地買受適格証明願について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第3号「農地買受適格証明願について」採

決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 次に、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」を議題といたします。事務局から議案の説明をお願いします。

事務局 今月の農地のあっせん申し出は、1件でございます。
あっせん申出番号1番については、田6筆、畑1筆を売買又は賃借したいとのことです。

議 長 事務局の説明が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議ないものと認め、あっせん申出番号1番のあっせん委員に2番菱木信治委員、20番加瀬浩市委員を選出したいと考えますが、御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議なしと認め議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第4号「農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について」採決に入ります。

あっせん申出番号1番のあっせん委員に2番菱木信治委員、20番加瀬浩市委員を選出することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって、あっせん委員は、左様決定いたしました。

議 長 次に、議案第5号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」を議題といたします。本案につきましては、去る18日農政委員会が開催されましたので、その経過報告について、農政委員長から報告をお願いいたします。

【農政委員長の報告】

農政委員会から報告申し上げます。

本件につきましては、去る18日午後2時15分から、市民ふれあいセンター視聴覚室において、農作業標準賃金及び標準農作業料金を定めるため、審議をしました。

匝瑳市における農業経営の実態や、近隣の市町の作業料金と比較しながら協議した結果、作業料金の変更をすとの結論となりました。

審議した結果につきましては、別紙にて本日配付しました農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)のとおりです。

本総会において、承認決定されますよう御審議の程よろしく申し上げます。

議 長 農政委員長の報告が終わりました。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。

お諮りいたします。議案第5号「農作業標準賃金及び標準農作業料金(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、採決に入ります。原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。

よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第6号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第6号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第6号「平成26年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」採決に入ります。
議案第6号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第7号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第7号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第7号「平成27年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」採決に入ります。
議案第7号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、議案第 8 号「匝瑳市農地台帳点検等実施規程(案)について」を議題といたします。これに質疑、御意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長 御異議なしと認めます。
お諮りいたします。議案第 8 号「匝瑳市農地台帳点検等実施規程(案)について」質疑を打ち切ることに御異議ございませんか。

(「異議なし。」の声あり)

議 長 御異議ないものと認め、議案第 8 号「匝瑳市農地台帳点検等実施規程(案)について」採決に入ります。
議案第 8 号について原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

議 長 挙手全員であります。
よって本案は、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に、報告事項について事務局から報告をお願いします。

事務局 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について 1 件ありました。内容については、記載のとおりです。提出書類は完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理しました。

議 長 ただいまの報告事項について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

議 長 特に発言がないようですので、以上で報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議は全て終了しました。

議 長 本日、御審議いただいた案件は、
議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 1 1 件

| | |
|--|------|
| 議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る意見決定について | 10 件 |
| 議案第 3 号 農地買受適格証明願について | 9 件 |
| 議案第 4 号 農地のあっせん申し出に係るあっせん委員の選出について | 1 件 |
| 議案第 5 号 農作業標準賃金及び標準農作業料金（案）について | （別冊） |
| 議案第 6 号 平成 26 年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）について | （別冊） |
| 議案第 7 号 平成 27 年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）について | （別冊） |
| 議案第 8 号 匝瑳市農地台帳点検等実施規程（案）について | （別冊） |
| 報告事項 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について | 1 件 |

でありました。

長時間にわたり、慎重審議をいただき誠にありがとうございました。

また、委員各位の御協力に感謝申し上げます。

これをもちまして、平成 27 年 3 月 23 日の匝瑳市農業委員会の定例総会を閉会いたします。